第3期静岡市文化振興計画（案）

2027年度 → 2035年度

第3期　静岡市文化振興計画

目次

第1章　計画の策定にあたって	
1　策定の趣旨	1
2　静岡市の文化的特徴	1
3　計画の位置付け	2
4　計画期間	2
5　文化の範囲	3
第2章　現状と課題	
1　文化を取り巻く動向	4
2　静岡市の文化政策の展開	5
3　静岡市における文化の現状	6
4　企業アンケートから見える連携・共創の可能性	9
5　第2期計画・文化を取り巻く動向を踏まえた現状の課題	10
6　第3期計画の方向性	11
第3章　計画の基本的な考え方	
1　計画の構成	13
2　目指す姿	15
3　基本方針	15
4　施策の柱	16
5　期待される効果	17
第4章　施策の展開	18
第5章　計画の評価	
1　計画の進捗管理	22
2　成果指標	22
第6章　文化共創プロジェクト	24
第7章　推進体制	
1　推進主体の役割	26
2　市内の主な文化関係施設の役割	28

参考資料	
1　文化に関する市民意識調査結果	32
2　文化資源を活用した地域価値の創出・企業参画に関するアンケート調査結果	
3　静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例	
4　静岡市内の主な関係施設一覧	
5　静岡市文化振興審議会名簿	
6　策定経緯	

第1章　計画の策定にあたって

1　策定の趣旨

静岡市では、2005年に策定した「第1次静岡市総合計画」の基本理念を実現するため、2006年に「静岡市文化振興ビジョン」を策定し、文化振興施策に取り組んできました。

2016年には「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」を制定し、文化の振興に関する基本理念を定めました。そして、条例に基づく文化振興計画を策定し、総合的かつ持続的な文化振興の基本的な枠組みを整えました。

第1期、第2期の文化振興計画では、市民が文化に触れる機会の充実や文化活動に参加できる環境づくり、文化資源の保存・継承と活用、文化を通じた交流やまちの魅力向上など文化振興を図ってきました。こうした取組により、市民が文化に触れる機会の拡充など一定の成果がみられました。

しかし、文化活動への主体的な参加、人や地域とのつながり、次世代の担い手の確保など、引き続き取り組むべき課題があります。

また、人口減少・少子高齢化、地域コミュニティの変化、価値観やライフスタイルの多様化、デジタル技術の進展など、文化を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした環境の変化に伴い、人々の文化への関わり方は多様化しています。そのような中で文化には、人々の心の豊かさや創造性を育むことに加え、地域社会に新たな価値や活力を生み出すことや、観光、産業、教育、福祉、スポーツ、まちづくり等の様々な分野との連携を通じて、地域の魅力や活力を高める役割が期待されています。

2026年4月に策定した「第5次静岡市総合計画」では、市民にもたらされる成果を重視する「成果志向型」の考え方のもと、市政運営の方向性を示しています。本計画においては、文化振興の取組を進めることに加え、その取組によって市民やまちにどのような変化や成果をもたらすかを重視します。

これまでの取組の成果と課題、社会環境の変化、文化に期待される役割の広がりを踏まえ、条例に掲げる基本理念のもと、市民が文化に触れ、参加し、活動できる環境の充実を図ります。また、多様な主体との共働・共創や他分野との連携を通じて新たな価値を創出し、その成果を次の文化活動へつなげることで、持続的な文化振興を目指します。こうした方向性を具体化するため、「第3期静岡市文化振興計画」を策定します。

2　静岡市の文化的特徴

静岡市は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、古来より東西交通の要衝として栄えてきました。

弥生時代の代表的遺跡である登呂遺跡等、太古から人々が暮らしていたことがわかる遺跡が多く残されているほか、今川家や徳川家の城下町として、また東海道の宿場町として栄えたことで、様々な時代における史跡や名所旧跡が多く、豊富な歴史文化資源を有しています。

また、古くからこの地方における政治、経済、文化の中心として発展し、全国の名工が集結したことなどを背景に、ものづくりが盛んであるという特色があります。

現代では、主な文化施設が中心市街地に集約されており、芸術鑑賞からショッピング、エンターテインメントまで、求心力のあるコンテンツを徒歩圏内で楽しむことができるほか、世界文化遺産・富士山の構成資産である「三保松原」や南アルプスの山々、日本一の深さを誇る駿河湾を有し、自然と都市の両方を兼ね備えた、他にはない魅力を持つ都市であるといえます。

このように、静岡市の文化的特徴として、歴史に彩られた文化資源や、豊かな自然と温暖な気候が育む多彩な食文化、伝統的かつ多様なものづくり、充実した文化施設等、多くのものに恵まれていることが挙げられ、これらは地域の自然や生きものから受ける恵みを基礎として、歴史や人の想い、人とのつながりなど多くの要素によって培われてきました。

そして現在、静岡まつり・清水みなと祭り・大道芸ワールドカップin静岡をはじめとする地域に根付いたイベント、市内に拠点を置く高い専門性を持つ文化団体による質の高い文化芸術、日常的にストリートパフォーマンスを鑑賞できる環境など、静岡市らしい多彩な文化が育まれてきました。

3 計画の位置付け

本計画は「文化芸術基本法」第7条の2及び「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」第9条に基づき策定します。

また、「第5次静岡市総合計画」の中で、分野別の目指すべき未来像として「食、スポーツ、芸術、歴史など多様な文化で人々の心が豊かになるまち、来訪者の増加を通じて地域経済が潤っているまち」を掲げています。この未来像の実現に向けて、文化振興を図るとともに「観光基本計画」「歴史的風致維持向上計画」「文化財保存活用地域計画」等、静岡市の関連する個別分野計画と連携して取り組みます。

4 計画期間

本計画の期間は、2027年度から、第5次静岡市総合計画の目標年次である2035年度までの9年間です。2030年度に中間見直しを行います。

5　文化の範囲

「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」では、文化を「人に楽しさや感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらすだけでなく、豊かな人間性や感性を育むために必要なもの」と位置付けています。また、条例の中で「芸術文化」「歴史文化」として振興していく文化を定義しています。

一方、市民や企業、団体などが行う文化活動は「芸術文化」「歴史文化」に限定されるものではないことから、本計画では文化芸術基本法に規定された以下の分野を対象として位置付けます。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化・国民娯楽	生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化 国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術（久能山東照宮本殿、神部神社浅間神社社殿、有東木の盆踊り、浅間神社廿日会祭の稚児舞楽　等）
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動への支援

第2章　現状と課題

本章では、文化を取り巻く社会情勢や文化に期待される役割の変化、静岡市におけるこれまでの文化振興の変遷、第2期静岡市文化振興計画の取組実績、市民及び企業を対象とした調査結果を整理します。その上で、静岡市の文化振興における現状と課題を明らかにし、第3期静岡市文化振興計画で取り組む方向性を示します。

1　文化を取り巻く動向

2023年度に第2期静岡市文化振興計画を策定しましたが、少子化・人口減少の進行、デジタル技術の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化など、文化を取り巻く社会環境は変化を続けています。

また、国際的な人の移動や交流の進展、働き方の多様化などにより、市民が文化に触れ、参加する方法は多様化しています。こうした暮らしや価値観の変化を踏まえ、文化が持つ役割や可能性をさらに広げていくことが求められています。

（1）社会情勢の変化

①　少子化・人口減少と文化の担い手不足

少子化・人口減少の進行や地域コミュニティの変化により、地域の祭りや伝統文化を受け継ぐ人々、文化団体の間では、担い手の高齢化や後継者不足が課題となっています。地域に受け継がれてきた文化や、市民による文化活動を次世代へ継承し、持続的に発展させるためには、子どもや若者をはじめとする幅広い世代が文化に関心を持ち、継続的に関わることができる環境を整える必要があります。

また、文化活動を支える人材や組織を育成し、地域の文化を将来にわたって支える基盤を強化していくことが重要です。

②　文化との関わり方の多様化

デジタル技術の進展や価値観、ライフスタイルの多様化により、文化との関わり方は変化しています。文化施設や会場を訪れて鑑賞することに加え、オンライン配信や SNS 等を通じた鑑賞、創作、発信など、市民が文化に触れる方法は多様化しています。また、文化との関わり方は、鑑賞だけでなく、体験、創作、発表、指導、運営、支援などへ広がっています。

こうした多様な関わり方を尊重しながら、一人ひとりの関心や状況に応じて、文化に触れ、楽しむことができる機会や選択肢を充実させる必要があります。

（2）文化の役割の広がり

①　多様な分野との連携

文化は、人々に楽しさや感動、心の豊かさをもたらし、感性や創造性を育むという価値を持っています。近年は、こうした文化の本来の価値に加え、教育、福祉、観光、スポーツ、まちづくり、産業等の多様な分野と連携することにより、人と人とのつながり、社会参加、地域の魅力向上、交流の促進など、様々な社会的・経済的価値を生み出す役割が期待されています。

2025年2月には、スポーツ庁、文化庁及び観光庁による包括連携協定が改定され、文化、スポーツ及び観光の連携による相乗効果の創出と、それぞれの分野が持続的に発展する好循環の実現に向けた方向性が示されました。

静岡市においては、文化を単独の分野として捉えるだけでなく、関係する分野と目的を共有し、それぞれが持つ人材、知識、技術、施設、情報、ネットワーク等を生かすことにより、文化が果たす役割の可能性を広げていくことが求められています。

② 文化資源を活用した地域活性化

国においては、文化観光の推進や、文化芸術が持つ社会的・経済的価値を地域の活性化につなげる取組が進められています。地域固有の歴史、文化財、祭り、芸術活動、文化施設等を地域資源として生かすことにより、文化体験や人々の交流、地域への来訪・回遊、消費等を生み出し、地域の魅力向上や経済の活性化へつなげることが期待されています。

一方で、文化資源の活用に当たっては、交流や経済的な効果を生み出すことだけを目的とするのではなく、そこで得られた関心、人材、資金、技術、情報、ネットワーク等を、次の文化活動や文化資源の保存・継承へつなげる視点が重要です。

このため、静岡市においては、文化と他分野との連携によって新たな価値を創出し、文化活動と連携する分野の双方が持続的に発展する好循環の形成を目指す必要があります。

【国及び静岡県の動向】

主な動向	概要
文化芸術基本法への改正（2017年）	文化芸術の振興にとどまらず、多様な分野との連携を通じて、文化芸術が生み出す価値を継承・発展・創造につなげる総合的な政策の展開を示す
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（2018年）	障がいのある人の文化芸術の鑑賞・参加・創造・発表機会を拡大し、個性と能力の発揮や社会参加の促進を目指す
文化観光推進法（2020年）※	文化施設を中核として、文化資源への理解を深める機会を拡大し、観光振興や地域活性化につなげるとともに、その成果を文化の振興に還元する好循環の創出を目指す
文化芸術推進基本計画（第2期）（2023年）	文化芸術の本質的価値と社会的・経済的価値の創出・向上を図り、文化芸術の持続的な発展と社会・経済の活性化の好循環を目指す
スポーツ庁・文化庁・観光庁の包括連携協定（2025年）	スポーツ・文化芸術・観光の融合による地域の魅力創出と国内外への発信を通じて、観光振興や地域経済の好循環を目指す
第6期静岡県文化振興基本計画（2026年）	一人ひとりが創造性を発揮し、つながり、生み出すウェルビーイング社会の実現と、文化を起点としたイノベーションを創出する好循環の形成を目指す

※文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

2 静岡市の文化政策の展開

静岡市では、2006年に「静岡市文化振興ビジョン」を策定し、「個性あるしずおか文化の創造と継承」を基本理念として、文化活動の促進や文化を担う人材の育成に取り組んできました。

2016年には、「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」を制定し、文化のちからによって交流とにぎわいを生み出し、活力ある文化都市の実現を目指す方向性を明確にしました。

この条例に基づき、2017年に第1期静岡市文化振興計画を策定し、文化資源の保存・活用と文化活動の促進を通じて、文化を生かしたまちづくりを進めました。

2023年には、第2期静岡市文化振興計画を策定し、誰もが文化に触れ、参加できる機会を充実させるとともに、文化を通じた人と人とのつながりや気軽に集い交流できる場づくりなどに取り組んできました。

年度	主な出来事	文化政策の方向性
2006年	静岡市文化振興ビジョン策定	「個性あるしずおか文化の創造と継承」を掲げ、人が文化を創り、文化が人を育てるまちを目指す
2016年	文化振興に関する条例制定	文化のちからによって交流とにぎわいを生み出し、活力ある文化都市の実現を目指す
2017年	第1期静岡市文化振興計画策定	文化資源の保存・活用と文化活動を促進し、文化によるまちづくりを推進
2023年	第2期静岡市文化振興計画策定	文化を通じたつながりや気軽な交流の場づくりを進め、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指す
2026年	第5次静岡市総合計画策定	成果志向型への転換により、市民やまちにどのような変化が生じたかを重視

3 静岡市における文化の現状

(1) 第2期計画の取組実績

第2期計画では、誰もが文化に触れ、参加できる環境を整えるため、文化鑑賞や体験機会の充実、文化活動への支援、地域の歴史・伝統文化の保存・継承、文化の魅力発信、公共空間を活用した文化事業、学校等に出向いて文化を届ける取組などを実施してきました。

これらの取組により、市民が身近な場所で多様な文化に触れる機会や、文化を体験し、参加する機会の拡充を図りました。また、文化施設、文化団体、地域等との連携を通じて、市民の文化活動を支える環境づくりを進めました。

一方で、少子化・人口減少や地域コミュニティの変化が進む中、文化に触れる機会を、継続的な文化活動や次世代の担い手の育成につなげていくことが課題として挙げられます。また、文化を通じて人とのつながりを育み、地域の魅力を高めるとともに、多様な主体との連携によって文化活動を支える基盤を強化していくことが求められています。

（2） 市民意識調査等から見える第2期計画の成果と課題

No.	第2期計画の成果指標	2021年度（第２期計画基準値）	2026年度	増減
1	普段から、文化鑑賞や創作・参加を通じた体験などの活動をしている市民の割合	82.6%	86.1%	＋3.5ポイント
2	静岡市は、歴史・伝統文化や地域の魅力が感じられるまちだと思う市民の割合	58.9%	48.4%	▲10.5ポイント
3	自分自身は、家族や職場・学校以外で文化による「人とのつながり」を持つ機会があると答えた市民の割合	54.3%	34.5%	▲19.8ポイント
4	自分自身や周りの人は、祭りやイベントなどの文化事業に参加したり、交流したりする機会があると答えた市民の割合	43.5%	33.2%	▲10.3ポイント
5	静岡市内における文化による交流客数の増加	7,332,000 人	5,564,550 人（2025 年度）	▲1,767,450 人（▲24.1%）

※No.1～4は市民意識調査より
※No.5 交流客数の基準値は2016年度から2018年度の文化による交流人口平均値を基準値として設定

●「静岡市は、歴史・伝統文化や地域の魅力が感じられるまちだと思う市民の割合」について、「会場等での文化鑑賞の有無」によりクロス集計したグラフ（回答数＝605）

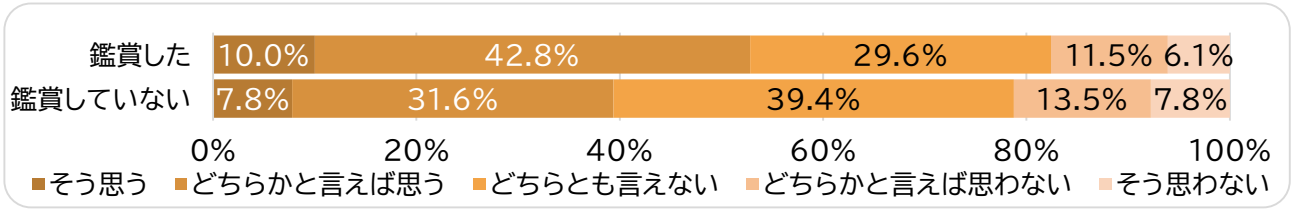

●「自分自身は、家族や職場・学校以外で文化による「人とのつながり」を持つ機会があると答えた市民の割合」を「文化活動の有無」によりクロス集計したグラフ（回答数＝609）

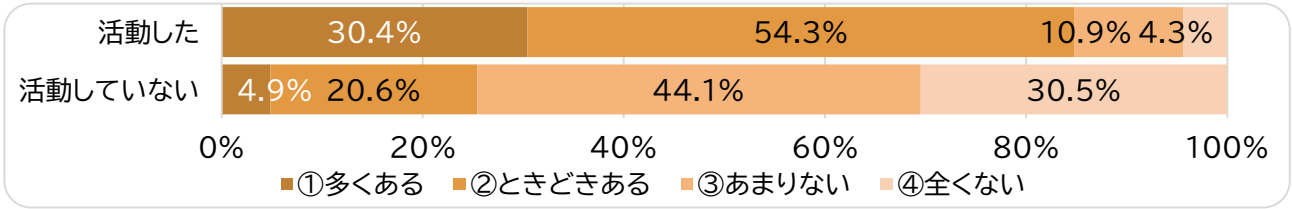

（参考）文化による交流客数の推移

年度	成果指標（基準）	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
交流客数	7,332,000 人	4,801,935 人	6,828,824 人	6,353,905 人	5,564,550 人

出典：静岡市

① 市民意識調査の状況

市民意識調査では、「普段から、文化鑑賞や創作・参加を通じた体験などの活動をしている市民の割合」は、2021年度の82.6%から2026年度の86.1%へ上昇しています。この結果から、第2期計画における文化に触れる機会の拡充に加え、デジタル技術の進展によるオンライン配信やSNS等の普及を背景として、何らかの形で文化に関わる市民の割合は高まっていることが分かります。

一方、「静岡市は、歴史・伝統文化や地域の魅力が感じられるまちだと思う市民の割合」は、2021年度の58.9%から2026年度の48.4%に、「文化による人とのつながりを持つ機会があると答えた市民の割合」は54.3%から34.5%に、「祭りやイベントなどの文化事業に参加したり、交流したりする機会があると答えた市民の割合」は43.5%から33.2%に、それぞれ低下しています。

この結果から、価値観やライフスタイルの多様化、オンライン配信や SNS 等の普及により、自宅で文化鑑賞をするなど、文化との関わり方が多様化している一方、会場での鑑賞や文化活動への参加を通じて、人との交流や地域とのつながりを実感する機会は減少していると考えられます。

また、会場で文化を鑑賞する人や、文化活動を行っている人ほど、地域の魅力を感じ、文化を通じた人とのつながりを実感する傾向が見られます。この傾向を踏まえ、会場での鑑賞や文化活動への参加を通じて、人と交流し、地域の魅力に触れられる機会を充実させます。

そのため、文化に触れる機会を引き続き確保するとともに、文化に関心を持った市民が、会場での鑑賞や、体験、創作、発表、指導、運営、支援など、それぞれの関心や状況に応じた文化活動に関わることができる環境を整えることが重要です。こうした機会を通じて、人と人とのつながりを広げ、地域の魅力を実感できるようにすることが求められます。

② 文化による交流客数の推移

第2期計画において「文化でのにぎわい」を測るために成果指標として設定されていた「文化による交流客数」は、2023年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準に近い約683万人まで回復しましたが、2024年度は約635万人、2025年度は約556万人に減少しています。

この減少には、静岡市民文化会館の改修工事に伴う休館や、雨天による安倍川花火大会の中止など、文化に触れる機会やイベントへの来訪者数に直接影響する要因がありました。また、文化の鑑賞方法の多様化に伴い、自宅で鑑賞する機会が増えたことなどにより、会場やイベントに足を運ぶ人が減少している可能性も考えられます。このように、交流客数は施設の稼働状況やイベントの開催状況に加え、文化との関わり方の変化によっても左右されるため、その増減のみから文化に対する需要や文化振興の成果を判断することは困難です。

このため、文化振興の成果を適切に捉えるには、施設やイベントへの来訪者数だけでなく、会場や自宅など多様な場での鑑賞、文化活動への参加状況等を併せて把握し、市民が文化に触れ、関わる機会がどのように広がっているかを多角的に捉えることが重要です。

4　企業アンケートから見える連携・共創の可能性

2026年度に実施した「文化資源を活用した地域価値の創出・企業参画に関するアンケート」では、静岡市の文化資源が新たな価値やビジネス機会を生み出す可能性について、「とてもそう思う」または「ややそう思う」と回答した企業が全体の約4分の3を占めました。

●「貴社は、静岡市の文化資源（食・スポーツ・芸術・歴史等）が、新たな価値やビジネス機会を生み出す可能性を持っていると思いますか。」（回答企業数＝323）

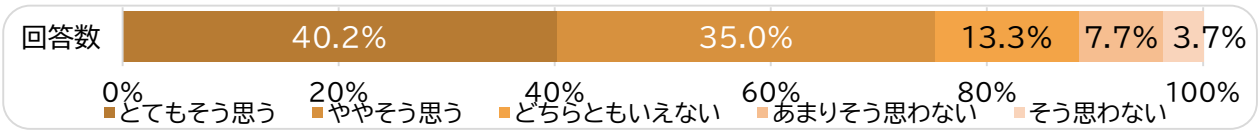

出典：2026 年文化資源を活用した地域価値の創出・企業参画に関するアンケート調査

また、条件が整えば、文化活動によって生まれた成果を文化へ再投資する考え方を支持する企業や、何らかの形で文化に関わる意向を示す企業が多く、企業との連携によって文化活動を支え、その可能性を広げることに関心を持つ企業があることが分かりました。

一方で、企業が文化に関する取組へ参画するための条件として、取組による効果が見えること、信頼できる実施主体がいること、官民連携の枠組みがあることなどが重視されています。また、市に期待する支援として、企業、文化団体、行政等が一緒に事業を検討する場の設定、補助制度、成果の見える化、連携先とのマッチング等が挙げられています。

●文化と経済の好循環を実現するため、市に期待する支援を選んでください。（3つまで）
（回答企業数＝323）

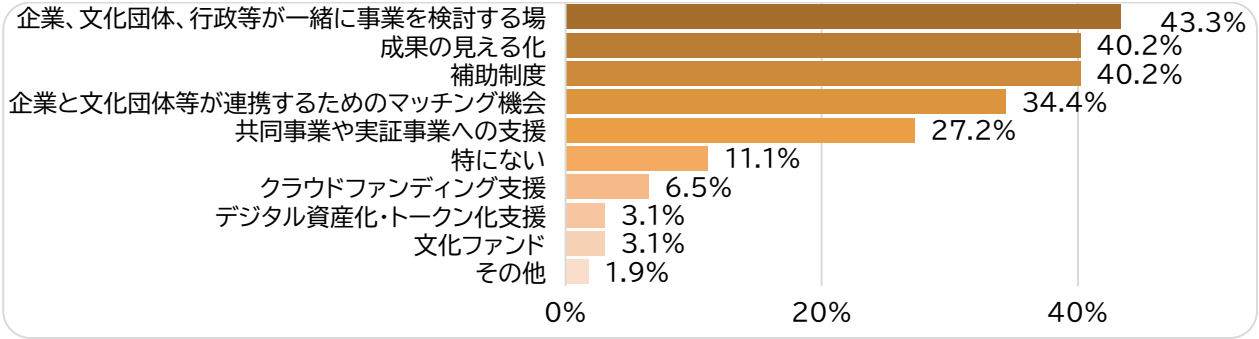

出典：2026 年文化資源を活用した地域価値の創出・企業参画に関するアンケート調査

企業の関心を具体的な参画へつなげるためには、行政や（公財）静岡市文化振興財団等が、企業、文化団体、地域、教育機関等の主体間をつなぎ、それぞれの目的や役割を整理し、事業の具体化を支援するなどコーディネート機能を充実させる必要があります。

今後は、企業が持つ人材、知識、技術、場所、情報発信力、ネットワーク等と文化資源を結び付けることが重要です。

こうした企業と文化活動との連携は、文化活動の充実に加え、新たな商品・サービスや文化体験、交流の創出、地域や企業の魅力向上等につながることが期待されます。

さらに、取組によって生まれた人材、資金、技術、情報、ネットワーク等を次の文化活動へつなげることにより、文化活動と企業活動の双方が価値を高め、持続的に発展する好循環を形成していくことが求められています。

5　第2期計画・文化を取り巻く動向を踏まえた現状の課題

文化を取り巻く動向、第2期計画の取組実績、市民意識調査及び企業アンケートの結果を踏まえ、静岡市の文化振興において対応すべき主な課題を、次の4点に整理します。

（1）主体的な文化活動につなげる

第2期計画における取組や、オンライン配信、SNS等の普及により、市民が文化に触れる機会は増えました。

一方で、価値観やライフスタイルが多様化する中、文化を通じた人と人とのつながりや、祭り、イベント等への参加・交流を実感する市民の割合は低下しています。

このため、誰もが会場など様々な場所で文化に触れられる機会を引き続き充実するとともに、文化との出会いや鑑賞を、体験、創作、発表、指導、運営、支援などの主体的な文化活動へつなげていくことが必要です。

（2）次世代の活動者・担い手を育成する

少子化・人口減少の進行により、地域の祭り、伝統文化、文化団体等は、活動者の高齢化や次世代の担い手不足が課題となっています。

文化活動を将来にわたって持続していくためには、子どもや若者、文化活動の経験が少ない人などが、文化に触れ、体験し、継続的な文化活動につながる機会を充実させる必要があります。

また、文化活動を行う人だけではなく、活動を指導、運営、支援する人材を含め、文化活動を多様な立場から支える次世代の活動者・担い手を育成することが必要です。

（3）文化を通じた人・地域とのつながりを充実させる

地域コミュニティのあり方が変化する中、文化を通じて人と人、人と地域がつながり、継続的に関わる機会をつくることが重要です。

第2期計画で進めてきた文化を通じた交流を一時的なものにとどめず、市民、文化団体、地域、企業、教育機関等が、それぞれの人材、知識、経験、技術、場所等を生かして共に活動する機会へと発展させ、広げていく必要があります。

こうした取組を通じて、多様な主体の継続的な関わりを促し、文化活動を支える人や資源の広がりにつなげていくことが重要です。

（4）多様な主体・他分野との連携により新たな価値を創出し、文化活動の持続性を高める

文化には、人々に楽しさや感動を与え、心の豊かさや創造性を育む本来の価値に加え、観光、産業、教育、福祉、スポーツ、まちづくり等の多様な分野との連携を通じて、地域活性化や価値創出といった役割が期待されています。

第2期計画までに進めてきた交流や連携を生かしながら、文化と他分野が共通の目的を持ち、それぞれの人材、知識、技術、施設、情報、ネットワーク等の資源を生かして、新たな価値を生み出すことが必要です。

また、企業をはじめとする多様な主体の参画を促し、文化活動を支える人材、資金、技術、場所等を広げるとともに、そこで生まれた成果を次の文化活動へつなげ、文化活動の持続性を高める必要があります。

6 第3期計画の方向性

社会情勢、文化に期待される役割、静岡市の文化環境の変化、第2期計画の取組実績、市民意識調査及び企業アンケートの結果を踏まえ、第3期計画の方向性を次の4点に整理します。

（1） 文化との出会いを主体的な参加につなげる

年齢、障がいの有無、国籍、居住地域、文化活動の経験等にかかわらず、誰もがそれぞれの関心や状況に応じて、様々な場所で文化に触れ、鑑賞や体験ができる機会を充実させます。

また、文化との出会いや鑑賞を一時的なものにとどめず、創作、発表、指導、運営、支援など、一人ひとりに合った主体的な文化活動へつなげます。

特に、しずおか地域クラブ活動等を通じて、青少年が多様な文化に親しみ、継続的に活動できる環境を整え、文化活動に関わる人の裾野を広げます。

（2） 文化活動を継続できる環境を整える

市民が文化活動を始め、継続していくためには、活動する人や団体に関する情報、活動や発表の場、相談・支援体制等の基盤を整える必要があります。

文化に関心を持つ人と、文化活動を行う人・団体をつなぐとともに、文化施設や公共空間等を活用して、文化活動や発表を継続できる場と機会を充実させます。

また、活動者を支える指導者や、運営、支援等を担う人材を育成し、様々な立場で継続的に文化活動に関われる環境基盤の整備により、次世代の活動者・担い手の育成につなげます。

（3） 多様な主体による共働・共創を進める

文化振興を持続的に進めるため、市民、文化団体、地域、企業、教育機関、行政等が、それぞれの人材、知識、経験、技術、場所、資金等を生かしながら、文化活動を通じて連携・協働する機会を広げ、その仕組みを整えます。

行政や（公財）静岡市文化振興財団等が相談・支援体制やコーディネート機能を充実させ、文化に関わる人や団体と、地域、企業、教育機関等をつなぎます。

こうした共働・共創を通じて、新たな活動や文化体験を生み出すとともに、文化活動を支える人材、技術、場所、資金、ネットワーク等を広げ、次の文化活動につなげます。

（4） 文化による価値を地域・経済へ広げ、文化の持続的な発展につなげる

静岡市が有する歴史、文化財、文化施設、祭り、イベント、芸術活動等の文化資源を、観光、産業、教育、福祉、スポーツ、まちづくり等と結び付けます。

文化と他分野が目的や資源を共有し、それぞれの強みを生かすことにより、新たな文化体験、商品・サービス、人々の交流、地域への来訪・回遊等の価値を創出し、地域の魅力向上や活力の向上につなげます。

また、取組によって生まれた関心、人材、資金、技術、情報、ネットワーク等を、次の文化活動や文化資源の保存・継承へつなげます。

これにより、文化活動と連携する分野が相互の価値を高め合い、持続的に発展する好循環を形成します。

以上の4つの方向性を踏まえ、第3章では、本計画が目指す姿、基本方針及び施策体系を示します。

第3章　計画の基本的な考え方

1　計画の構成

目指す姿
文化を通じて社会全体の共働・共創が広がり、心豊かに暮らせるまち

継続

基本方針1
市民が文化に触れる環境を整え、感性を育みます

施策の柱1
多様な文化や魅力的な体験機会の充実

基本施策1
誰もが多様な文化に参加し、
人とつながる機会の提供

基本施策2
地域の歴史や伝統文化の継承と、
活用によるまちづくり

施策の柱2
文化活動を支える環境づくり

基本施策3
次世代の活動者・担い手の育成

基本施策4
文化と人をつなぐ
情報発信と環境整備

基本施策5
文化活動を続けられる
場と機会の充実

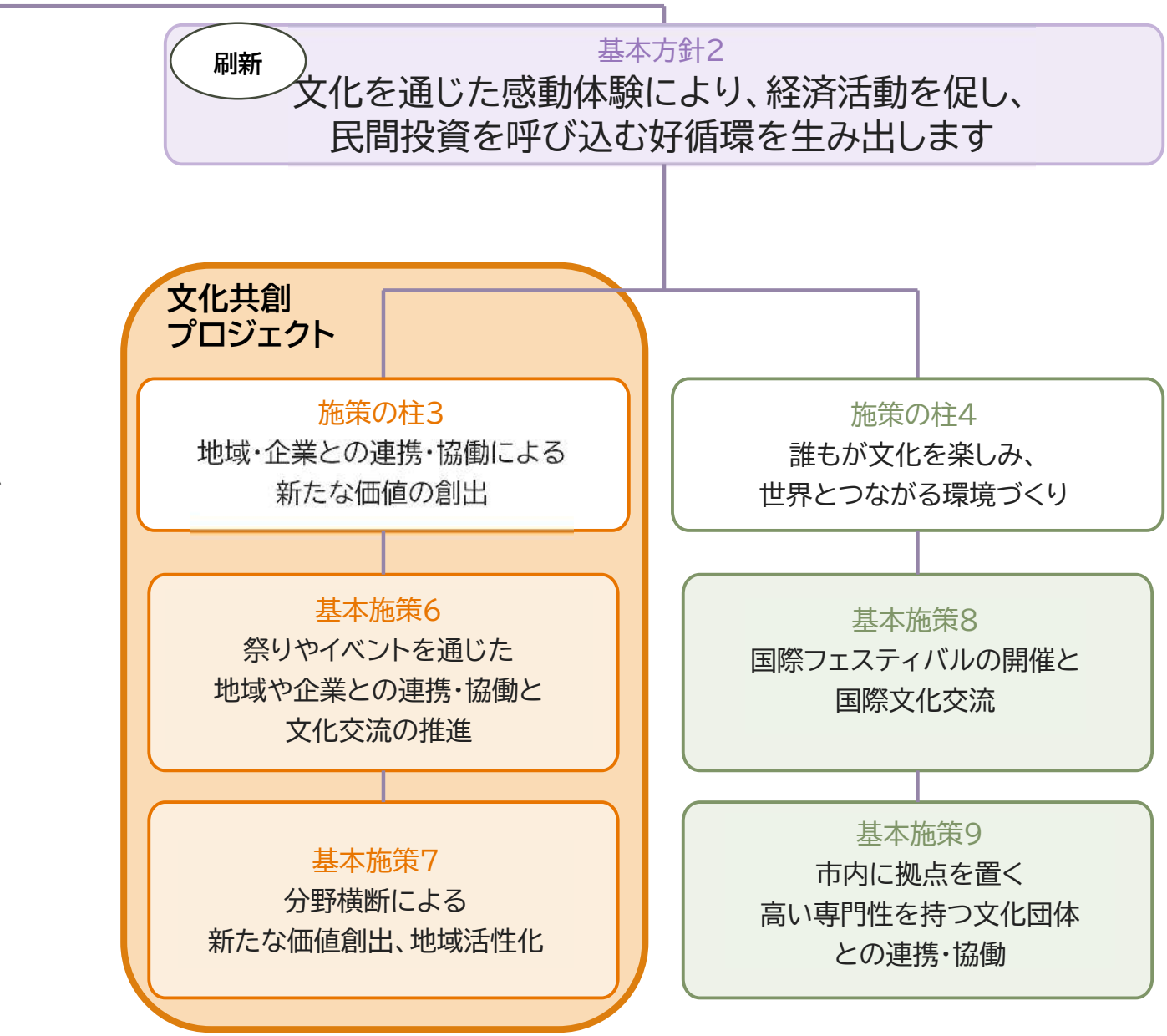
刷新
基本方針2
文化を通じた感動体験により、経済活動を促し、
民間投資を呼び込む好循環を生み出します
文化共創
プロジェクト
施策の柱3
地域・企業との連携・協働による
新たな価値の創出
基本施策6
祭りやイベントを通じた
地域や企業との連携・協働と
文化交流の推進
基本施策7
分野横断による
新たな価値創出、地域活性化
施策の柱4
誰もが文化を楽しみ、
世界とつながる環境づくり
基本施策8
国際フェスティバルの開催と
国際文化交流
基本施策9
市内に拠点を置く
高い専門性を持つ文化団体
との連携・協働

2　目指す姿

文化を通じて社会全体の共働・共創が広がり、心豊かに暮らせるまち

この計画では、市民、文化団体、地域、企業、教育機関、行政など多様な主体の共働・共創により、誰もが身近に文化に触れ、参加し、活動できる環境づくりを進めます。そして、文化を通じて人と人とのつながりや新たな価値を創出し、一人ひとりが心豊かに暮らせるまちの実現を目指します。

- 多様な文化に触れ、体験できる機会が充実しているまち
- 継続的な文化活動を行う環境が整っているまち
- 多様な主体が連携・協働しているまち
- 世界から注目される文化的な魅力のあるまち

3　基本方針

本計画では、文化そのものの価値を大切にし、市民が文化に触れ、参加し、活動できる環境を整えることを文化振興の基盤とします。

その上で、文化を起点として、地域、企業や様々な分野との連携・共創を広げ、文化から生まれた価値を地域の魅力向上や経済活動につなげるとともに、連携・共創によって得られた人材、資金、技術、情報、ネットワーク等を新たな文化活動や文化環境の充実につなげることを目指します。

このような考え方を踏まえ、文化の価値や目的は多様であり、すべての文化事業に一律に経済的な効果を求めるものではありません。文化に触れる機会の提供など、これまでの取組を継続・発展させ文化振興の基盤となる取組を基本方針1、文化を通じて地域・経済への価値の広がりと新たな文化活動につながる好循環を目指す取組を基本方針2として整理します。

基本方針1　市民が文化に触れる環境を整え、感性を育みます

これまでの第2期計画で推進してきた、「誰もが身近で多様な文化に触れ、鑑賞や参加、創造など、それぞれの関心やライフスタイルに応じた文化活動に取り組むことができる機会の創出」を充実させるとともに、静岡市の歴史や伝統文化の継承、次代を担う人材の育成、文化活動を支える環境を整えます。

これらの取組を通じて、文化に触れ、楽しみ、創造する中で生まれる文化的価値※を育むとともに、人と人とのつながりや、多様な文化を支える担い手の育成などの社会的価値※を生み出します。こうした文化的・社会的価値を積み重ねることで、文化活動の裾野を広げ、文化が地域に根付き、持続的な文化活動が可能となる基盤をつくります。

基本方針2　文化を通じた感動体験により、経済活動を促し、民間投資を呼び込む好循環を生み出します

多様な主体による共働・共創を進め、歴史・文化施設、文化イベントなど静岡市の多彩な文化資源を活用し、分野を横断した連携による魅力ある文化事業を展開します。これらの取組によって生まれた文化的・社会的価値を、地域の魅力向上や人の流れ、消費、企業活動などにつなげることで、経済的価値※を創出します。

さらに、こうした取組を通じて民間投資や新たな担い手、多様な主体の参画を呼び込み、そこで得られた人材、資金、技術、情報、場所、ネットワーク等を、新たな文化活動や文化環境の充実につなげます。

これにより、文化と地域・経済が相互に価値を高め合う好循環を生み出し、持続可能な文化活動の発展につなげます。

※文化による3つの価値創造

文化的価値	・人々に感動や精神的充足をもたらし、豊かな人間性や創造性を培う価値
社会的価値	・他者への共感や寛容性を促し、地域の絆の構築や誰一人取り残さない社会に寄与する価値
経済的価値	・観光の振興及びクリエイティブ産業の発展を通じて、新たな市場や雇用を創出する価値

4　施策の柱

施策の柱1　多様な文化や魅力的な体験機会の充実

　文化に触れることは、新たな興味や関心を生み、感性を育むとともに、新たな人との出会いや地域との関わりを広げます。誰もが身近な場所で多様な文化に触れ、鑑賞・体験・参加する機会を充実させ、文化を通じて心豊かな時間を過ごせる環境をつくります。

施策の柱2　文化活動を支える環境づくり

　文化活動を将来にわたって続けていくためには、文化に関わる人を育てるだけでなく、活動者や団体を支える環境を整えることが重要です。次世代の担い手や活動者を育成し、必要な情報や相談・支援を届けるとともに、文化活動を継続できる場や機会を充実させます。

施策の柱3　地域・企業との連携・協働による新たな価値の創出

　文化は、人と人、地域と地域、企業や様々な分野をつなぎ、新たな価値や魅力を生み出す力を持っています。多様な主体との連携・協働を進めるとともに、文化を観光、産業、教育、福祉、スポーツ、まちづくりなど様々な分野と結び付けることで新たな価値を創出し、地域の魅力向上や活力を高めていきます。

施策の柱4　誰もが文化を楽しみ、世界とつながる環境づくり

　静岡市が培ってきたストリートパフォーマンスなどの文化的な強みを生かし、まちなかの公共的な空間をはじめ、様々な場所で誰もが文化を創造・発信し、交流できる環境をつくります。国内外から注目される文化的な取組を展開し、文化を通じて都市の魅力を高め、訪れたい、関わりたい、住みたいと思うまちにしていきます。

5 期待される効果

本計画では、文化を通じて市民一人ひとりの心が豊かになるとともに、文化をきっかけとして多様な主体がつながり、新たな価値が生まれるまちを目指します。

期待される効果を、以下の4つに整理します。これらの効果は、それぞれが独立して生じるものではなく、相互に影響し合い、2つ以上の効果が組み合わさるなど、様々な形で現れます。文化との出会いや体験が活動への参加につながる一方、多様な主体との連携や新たな取組によって、新たな文化との出会いや活動の機会が生まれます。それぞれの取組と効果が相互に影響し合うことで、文化活動の充実と新たな価値の創出、地域・経済への価値の広がり、さらに次の文化活動へとつなげます。

（1） 文化への関心が高まり、文化鑑賞が促進される

文化鑑賞や体験の機会が充実することで、市民の新たな興味や関心、感性や創造性が育まれ、「また文化を楽しみたい」「次は別の文化に触れてみたい」という意欲につながります。また、文化財や地域の歴史、まちなみなどの文化的な魅力が適切に保存・継承され、身近に文化を感じられる環境が整うことで、日常生活の中で文化に触れる機会が増えます。これらの取組を通じて市民の文化への関心を高め、実際に会場に足を運んで文化を鑑賞する市民を増やします。

（2） 文化を楽しみ、活動できる環境が充実する

文化活動を行う場所や発表する機会、必要な情報、相談・支援など、文化活動を支える環境が充実することで、市民がそれぞれの関心や経験、活動段階に応じて文化活動に取り組みやすくなります。また、鑑賞や体験をきっかけに、継続的な活動や発表、運営などに関わる機会が広がることで、文化活動を始める人や継続する人が増えます。こうした市民の主体的な文化活動の広がりが、次世代の活動者や担い手の育成につながります。

（3） 分野を越えた連携により、文化活動を支える資源が生まれる

文化活動をきっかけに、世代や分野、地域、企業などの垣根を越えたつながりが生まれ、多様な主体がそれぞれの人材、知識、経験、技術、場所、資金などを生かして共働・共創することで、新たな活動や取組が生まれます。また、こうした連携を通じて、地域や企業などからの協力や支援、投資など、文化活動を支える新たな資源や財源の確保につながります。多様な主体が文化活動を支える仕組みが広がることで、市の補助金等に過度に依存しない自主財源の確保が進み、文化事業の継続的・安定的な実施につながります。

（4） 誰もが文化に参加できる環境が整い、地域の魅力が高まる

年齢や障がいの有無、国籍、居住地等にかかわらず、誰もが文化に触れ、楽しみ、活動できる環境が整うことで、多様な人々が文化を通じてまちと関わる機会が広がります。また、高い専門性を持つ文化団体との連携・協働により、専門性の高い文化活動が地域に根付き、市民が継続的に質の高い文化芸術に触れられる環境が整います。こうした誰もが文化に参加できる開かれた環境と、地域に根付いた多様で質の高い文化活動が、地域の文化的な魅力を高め、市民の暮らしの豊かさにつながるとともに、市外や海外からの人を惹きつける国際的な文化都市としての発展につながります。

第4章　施策の展開

基本方針1　市民が文化に触れる環境を整え、感性を育みます

ここでは、次のような市民の姿を目指します。
・身近な場所で多様な文化に出会い、鑑賞や体験、活動を通じて、文化を楽しんでいる。
・文化活動に参加し、自ら創造・表現することができている。
・地域の文化や伝統文化への関心を高め、文化を通じて人や地域とつながっている。
・必要な情報や活動の場、支援を得ながら、それぞれの立場で文化活動を継続している。

施策の柱1　多様な文化や魅力的な体験機会の充実

基本施策1　誰もが多様な文化に参加し、人とつながる機会の提供

年齢や障がいの有無、国籍、居住地等にかかわらず、誰もが身近な場所で多様な文化に触れ、鑑賞・体験・参加できる機会を充実させ、文化への興味関心を育みます。また、文化を通じて人と人とのつながりが生まれる機会をつくります。

【主な取組例①】

市民に身近な場所で質の高い音楽文化に触れる機会の提供

まちなかや商業施設のオープンスペース、学校等でコンサートを実施することで、誰もが質の高い音楽と出会える機会を充実させ、市民の音楽文化への興味関心を育み、音楽をより身近に感じられるまちにします。

【主な取組例②】

しずおか地域クラブ活動の推進

少子化に伴って生徒数が減少し、学校部活動の維持が難しくなる中、中学生が将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境を確保するため、学校部活動から「しずおか地域クラブ活動」への転換を進めます。静岡市では、学校施設や地域資源を活用するとともに、文化団体、民間事業者、大学、地域団体、指導者等、多様な主体との連携により、持続可能な活動環境の構築を目指しています。

地域クラブ活動では、従来の部活動と同様の種目に加え、多様な文化活動の選択肢を確保するとともに、専門性を有する地域指導者による指導体制の充実を図ることで、子どもたちが多様な文化に触れ、文化活動を継続できるよう環境を整えます。

基本施策2　地域の歴史や伝統文化の継承と活用によるまちづくり

「歴史的風致維持向上計画」や「文化財保存活用地域計画」等の関連計画と連携し、地域に受け継がれてきた歴史や伝統文化、文化財等を次世代へ継承するとともに、その魅力を広く発信し、文化資源として活用します。歴史文化資源を生かした文化活動、学習・体験、情報発信、地域づくり等に取り組むことで、市民が地域の魅力を実感し、関心を高められるまちをつくります。

【主な取組例】

文化財を活かした地域のまちづくり

（蒲原地区、久能山下地区、静岡浅間神社周辺地区、丸子地区、泉ヶ谷地区、宇津ノ谷地区）

文化財所有者、地域住民等とともに文化財の活用を進めることで、地域の歴史文化を次世代へ継承するとともに、文化財を生かして地域の魅力を高めます。

施策の柱2　文化活動を支える環境づくり

基本施策3　次世代の活動者・担い手の育成

子どもや若者が文化に親しみ、自ら創造・発表する機会を充実させるとともに、文化活動を支える人材や次世代の担い手の育成を進め、持続可能な文化活動の基盤をつくります。

【主な取組例】

静岡市こどもミュージカル開催補助金の交付

子どもたちがミュージカルを学び、発表する機会の充実を図るとともに、市民主体の演劇活動を促進することで、次世代の文化の担い手が育つ環境を整えます。

基本施策4　文化と人をつなぐ情報発信と環境整備

文化に関する情報を分かりやすく発信するとともに、文化活動に参加したい人と活動する人・団体をつなぐ仕組みや相談・支援体制の充実を図り、誰もが文化に参加しやすい環境を整備します。

【主な取組例】

文化活動の相談・支援とコーディネート機能の強化

（公財）静岡市文化振興財団が相談・支援体制を充実させ、文化に関わる人や団体と、地域、企業、教育機関等をつなぎます。こうした共働・共創を通じて、新たな活動や文化体験を生み出すとともに、文化活動を支える人材、技術、場所、資金、ネットワーク等を広げ、次の文化活動につなげます。

基本施策5　文化活動を続けられる場と機会の充実

文化施設や公共空間等を活用し、継続的に文化活動を行える場や発表・参加の機会を充実させます。また、文化活動を持続可能なものにしていくため、多様な主体が活動しやすい環境を整えます。

【主な取組例】

文化施設貸館システムの構築

オンライン予約・決済などにより利用者の利便性を高め、施設の利用者数や利用料金収入の増加を図ります。また、静岡市文化施設の貸館サービスや一部の指定管理業務を共通化・標準化し、施設運営の効率化を図ります。

基本方針2　文化を通じた感動体験により、経済活動を促し、民間投資を呼び込む好循環を生み出します

ここでは、次のようなまちを目指します。

・文化をきっかけに、市民、文化団体、事業者、教育機関、行政など様々な主体がつながり、地域の魅力が高まっている。

・文化と様々な分野が連携し、新たな価値を生み出している。

・文化を活用した取組が地域経済の活性化につながり、文化への新たな投資や支援が生まれている。

・国内外から多様な人が訪れ、文化を楽しみ、静岡市の魅力を知ることで、訪れたい、関わりたい、住みたいと思われる都市になっている。

施策の柱3　地域・企業との連携・協働による新たな価値の創出

基本施策6　祭りやイベントを通じた地域や企業との連携・協働と文化交流の推進

祭りやイベントなどを通じて、多様な主体が連携・協働する取組を推進します。文化をきっかけに人や地域、企業などのつながりを生み、新たな活動や地域の活力につなげます。

【主な取組例】

清水みなと祭りの開催支援

清水みなと祭りでは、100年続く祭りを目指す「100年構想」のもと、学生の実行委員会への参画や、学生と地元企業の交流機会の創出など、新たな取組を進めています。祭りを通じて世代や立場を越えたつながりを生み出し、地域の未来を担う人材の育成や企業との連携を促進することで、祭りの継承にとどまらない、持続的な地域の活力の創出を目指します。

基本施策7　分野横断による新たな価値創出、地域活性化

文化と様々な分野との連携を推進し、新たな価値や魅力を創出します。また、文化を地域資源として活用し、地域経済の活性化や民間投資を呼び込みます。

【主な取組例】

ユニバーサルアートの普及

ホームタウンチームのホームゲームやリーグ戦の際に、障がいのある人が制作した作品を展示し、対戦相手や観戦客を歓迎する取組を実施しています。今後は、障がい者アート事業をユニバーサルアート事業に再編し、障がいの有無にかかわらず、多様な人がスポーツと文化に親しめる機会を創出するとともに、芸術作家の活躍機会の拡大を通じた地域活性化を目指します。

施策の柱4　誰もが文化を楽しみ、世界とつながる環境づくり

基本施策8　国際フェスティバルの開催と国際文化交流

大道芸ワールドカップin静岡などを通じて培われた、まちなかで文化を楽しむ環境を静岡市の強みとして、国際フェスティバルの開催や世界のアーティストとの交流を推進します。

多様な文化との出会いや感動を生み出し、静岡市ならではの文化的な魅力を国内外へ発信し、市民のまちへの関心を育むとともに、観光誘客へつなげます。

【主な取組例】

大道芸ワールドカップin静岡・ストレンジシード静岡の開催支援

世界各国のアーティストによるパフォーマンスをまちなかで楽しめる国際フェスティバルの開催を支援します。誰もが気軽に世界の文化に触れ、感動を共有する機会を創出するとともに、

多様な文化を尊重し合う意識や市民のまちへの関心を高め、静岡市ならではの文化的な魅力を国内外に発信します。

基本施策9　市内に拠点を置く高い専門性を持つ文化団体との連携・協働

市内に拠点を置く高い専門性を持つ交響楽団や劇団などとの連携・協働を進め、その優れた表現力や創造力を活かした文化活動を展開します。劇場やホールにとどまらず、まちなかの公共空間などを文化の舞台として活用し、誰もが文化を身近に楽しみ、多様な人々が自然につながる環境を育みます。

さらに、国内外のアーティストとの共同制作などを通じて静岡市ならではの新たな文化を生み出し、世界へ発信することで、都市の魅力と価値を高めます。

【主な取組例①】

演劇による文化芸術創造拠点を形成する取組

市内に拠点を置くSPACなどとの連携・協働により、ストリートシアターを軸とした文化芸術の創造拠点づくりを進めます。公共空間を舞台に、誰もが文化を楽しみ、多様な人々が交流する機会を生み出します。また、国内外のアーティストとの共同制作や静岡市で創作された作品を静岡市から発信し、まちの新たな魅力を創出します

【主な取組例②】

富士山静岡交響楽団と連携した音楽に触れる環境づくり

市内に拠点を置く富士山静岡交響楽団との連携・協働により、まちなかや公共空間などで質の高い音楽に触れられる機会を創出します。優れた演奏を身近に楽しめる環境を広げるとともに、音楽を通じた感動や人々の交流を生み出し、日常生活の中に文化が溶け込む魅力あるまちづくりを進めます。

第5章　計画の評価

1　計画の進捗管理

各施策に位置付ける取組について、毎年度、各施策の実施状況を取りまとめ、静岡市文化振興審議会に報告します。審議会は、文化団体や事業者の代表者、学識経験者、公募の市民で構成され、専門的な見地や市民の意見を踏まえて評価します。

また、2030年度に計画全体の進捗状況について検証を行い、そこで出された成果、課題、対応策などの意見を踏まえ、必要に応じ計画内容や実施取組の見直し等を行います。

2　成果指標

本計画では、第2期計画の成果指標を踏まえ、施策の継続・新設の状況や、第5次静岡市総合計画が掲げる成果志向型の考え方に沿って、指標の見直しを行いました。文化振興の取組によって市民やまちにもたらされる成果を適切に把握・評価できるよう、各指標を検討し、設定しています。

指標名	年間に外出して文化鑑賞をした市民の割合		
	現状値	中間値	目標値
調査年	2026年	2030年	2035年
指標値	67.7%	72%（＋4.3ポイント）	76%（＋4ポイント）
設定理由	文化との出会いや鑑賞機会の充実は、市民の文化への興味・関心を高め、継続的な鑑賞や参加につながります。2026年度実施の文化に関する市民意識調査において、現在は会場で文化鑑賞をしていないものの、時間、費用、情報、会場へのアクセス等の条件が整えば鑑賞したいと60%の市民が回答しました。誰もが鑑賞できる環境を整えることで、2026年度の67. 7%から8. 3ポイント引き上げ、2035年度に76%とすることを目指し、市民のおおむね4人に3人が年1回以上、会場等で文化を鑑賞している状態にします。		

指標名	年間に文化活動（体験・創作・発表・指導・運営・支援）をした市民の割合		
	現状値	中間値	目標値
調査年	2026年	2030年	2035年
指標値	15. 1%	23%（＋7. 9ポイント）	30%（＋7ポイント）
設定理由	第3期計画では、第2期で充実させてきた文化との出会いを、体験、創作、発表、指導、運営、支援等の継続的な文化活動へつなげることを重視します。この指標の2026年度の調査結果は 15.1%ですが、文化活動をしていない市民の32. 7%が今後活動してみたいと回答しており、活動意向を持ちながら実際の活動に至っていない層が存在しています。活動意向のある層を実際の活動へつなげることで、現状 15.1%から14. 9ポイント改善し、2035年度には、市民の3割が文化活動を行うことを目指します。30%は自然増の見込みではなく、「触れる」から「参加・活動する」へ政策を発展させるための到達水準です。		

指標名　事業の自主財源比率			
	現状値	中間値	目標値
算定年度	2025年	2029年	2034年
指標値	45.0%	50%(+5ポイント)	60%(+10ポイント)
設定理由	多様な主体との連携・共創により、参加料、売上、協賛、寄附、助成等の市費以外の財源を確保し、文化事業の継続・充実につなげる状況を把握します。すべての文化事業に一律の財源確保を求めず、財源確保が事業の発展につながり、政策目的を損なわない事業を対象とします。2025年度の対象事業決算における現状値45.0%を基準とし、企業・地域等との連携、協賛・寄附、参加料・売上、国・県・民間助成等の多様な財源の確保を進め、対象事業全体で市費以外の財源が6割程度を占める状態を政策的な到達水準として設定します。		

指標名　誰もが文化に参加できる環境が整っていると思う市民の割合			
	現状値	中間値	目標値
調査年	2026年	2030年	2035年
指標値	20.3%	35%(+14.7 ポイント)	50%(+15ポイント)
設定理由	誰もが文化に触れ、参加し、活動できる環境づくりは、本計画が目指す文化振興の基盤です。現状20.3%から29.7ポイント改善し、2035年度には市民の2人に1人が環境が整っていると実感する状態を目指します。		

基本指標は、施策の柱の成果を把握するための中心的な指標、補助指標は、基本指標と合わせて施策の柱の成果を多面的に捉えるための指標として設定します。

成果指標 基本指標…◎ 補助指標…○	施策の柱1 多様な文化や魅力的な体験機会の充実	施策の柱2 文化活動を支える環境づくり	施策の柱3 地域・企業との連携・協働による新たな価値の創出	施策の柱4 誰もが文化を楽しみ、世界とつながる環境づくり
年間に外出して文化鑑賞をした市民の割合	◎			○
年間に文化活動(体験・創作・発表・指導・運営・支援)をした市民の割合	○	◎	○	○
事業の自主財源比率		○	◎	○
誰もが文化に参加できる環境が整っていると思う市民の割合	○	○	○	◎

第6章　文化共創プロジェクト

文化共創プロジェクトは、施策の柱 3「地域・企業との連携・協働による新たな価値の創出」を具体化する取組です。基本施策 7「分野横断による新たな価値創出、地域活性化」を軸としながら、プロジェクトのテーマに応じて関連する複数の基本施策を横断し、文化と他分野との連携・共創を実践的な取組として展開します。

文化は、人の心を豊かにするとともに、様々な分野と結び付くことで、新たな価値を生み出す力を持っています。本プロジェクトでは、文化と他分野が共通の目的を設定し、それぞれが持つ人材、知識、技術、施設、情報、ネットワーク等を生かして、新たな文化体験や活動を生み出します。こうした取組を通じて、文化の広がりを地域の魅力向上や経済活動へ波及させます。

また、取組によって生まれた人材、資金、技術、ネットワーク等を次の文化活動へ還元するとともに、文化活動と連携分野の相互が持続的に発展することを目指します。

（1）文化×観光　～文化を核とした「滞在・体験」の創出～

文化資源を鑑賞の対象だけでなく、地域を訪れ、巡り、滞在する動機となる文化体験として活用します。

歴史文化資源、文化施設、祭り、芸術活動等を、観光事業者、地域の施設、店舗等と結び付け、文化体験から地域の回遊、飲食、買物、宿泊へつながる取組を進めます。また、歴史や市民活動等の分野とも連携し、地域の歴史文化資源や地域住民の活動を生かした、地域ならではの文化体験を創出します。

文化を目的とした来訪者や地域での消費を増やすとともに、そこで得られた関心、人材、資金、ネットワーク等を、文化活動や文化資源の保存・継承へつなげます。これにより、地域の魅力向上と文化の価値がともに高まる好循環を形成します。

（2）文化×スポーツ　～スポーツを入口とした新たな文化との接点の創出～

試合などに多くの人が集まる機会や、チーム、選手、ファンの発信力を生かし、これまで文化に触れる機会が少なかった人に、新たな文化との出会いをつくります。

ホームゲームやスポーツイベント等に、音楽、アート、舞台芸術、デザイン等を取り入れ、観戦者やファンが文化に触れ、体験できる取組を進めます。また、ホームタウンチーム、スポーツ団体、企業等が持つ人材、技術、場所、ネットワーク、情報発信力等を文化活動に生かします。

スポーツをきっかけに文化に関心を持った人を、文化施設での鑑賞、文化団体の活動、地域での文化体験等へつなげます。また、企業等の参画を継続的な文化活動への支援に結び付け、文化とスポーツがそれぞれの価値を高め合う取組へ発展させます。

（3）文化×歴史　～歴史の魅力を文化の力で引き出し、未来へつなぐ～

地域固有の歴史文化資源と文化活動を組み合わせ、歴史に触れる新たな機会をつくるとともに、文化活動の可能性を広げます。

歴史的な場所を舞台とした公演や、歴史上の人物・出来事を題材とした作品の創作、学習・体験プログラム等を進めます。歴史文化資源の保存・継承については、歴史的風致維持向上計画や文化財保存活用地域計画等の関連計画と連携し、本プロジェクトでは、これらの資源を生かした文化活動、

創作、体験、学習、情報発信等を進めます。

歴史文化への理解を深め、新たな交流や文化活動への参加につなげるとともに、歴史文化資源と文化活動が相互の価値を高め合う取組を通じて、地域の魅力の向上と歴史・文化の次世代への継承につなげます。

（4）文化×生涯学習　～「学ぶ」ことを「活動する・支える」ことにつなげる仕組みの創出～

文化について学んだ市民が、鑑賞や学習にとどまらず、実際の文化活動や活動を支える役割へ踏み出せる仕組みをつくります。

文化団体、文化活動者、専門人材、文化施設、生涯学習施設等をつなぎ、講座や体験を入口として、実践、創作、発表、運営、支援、地域での活動へつながる機会を創出します。また、歴史や市民活動等の分野とも連携し、地域の文化資源を生かした学びと実践の機会を充実させます。

市民が文化活動をし、担い手、支え手として継続的に関わる機会を広げます。活動する人が次の参加者を支え、育成することで、文化活動の裾野の拡大と持続的な発展につなげます。

（5）文化×市民活動・地域活動　～文化への参加を地域への参加につなげる仕組みの創出～

文化をきっかけとして、市民が地域の活動に参加し、文化団体と地域団体等が相互の人材や資源を生かし合う機会をつくります。

地域の祭りや行事、地域活動等に文化団体や文化活動者が参加し、発表、体験、ワークショップ等を行うことで、文化を「観る」だけでなく、「参加する」「支える」機会を生み出します。また、観光、生涯学習、歴史等の分野とも連携し、地域の魅力を発信する取組や、学びを地域での実践へつなげる取組を進めます。

文化活動を通じて地域で活動する人や活動を支える人を増やすとともに、文化団体と地域団体、NPO、企業等との新たな協力関係を育みます。そこで得られた人材、場所、情報、支援等を文化団体の活動基盤や次の文化活動へつなげ、文化活動と市民活動や地域活動の双方の持続的な発展を目指します。

文化共創プロジェクトは、市の関係部局が連携し、（公財）静岡市文化振興財団、文化団体、地域、企業、教育機関等と連携・協働することで、それぞれが持つ専門性や資源を生かして推進します。

個別の取組については、関係する分野の目的を共有した上で、実施主体、役割分担、財源、成果の把握方法等を整理し、具体化します。

また、現時点で連携の方向性を具体的に示すことができる5分野を例示していますが、今後、社会情勢や地域のニーズ、関係分野との協議等を踏まえ、環境、産業、教育、福祉、まちづくり等との新たなプロジェクトについて検討します。

第7章　推進体制

1　推進主体の役割

本計画は、「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」に基づき、各主体がそれぞれの責務にのっとり、相互に連携及び協働しながら、文化を通じて社会全体の共働・共創が広がり、心豊かに暮らせるまちの実現に向けた取組を展開していきます。

（1）市の役割

【条例に基づく責務】

① 市は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

② 市は、文化の振興に関する施策を行うにあたり、観光、産業、教育その他の行政分野の施策との連携を図ります。

③ 市は、文化の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を行うよう努めます。

【計画に基づく役割】

・市民が、文化に触れる機会や文化活動への参加を通じて、文化を楽しみ、感性や創造性を育むことができる環境を整えます。

・市民が、文化活動を継続するとともに、文化団体や企業、地域など多様な主体と連携・協働し、新たな文化や価値を生み出すことができる環境を整えます。

（2）（公財）静岡市文化振興財団の役割

「（公財）静岡市文化振興財団」は、静岡市民が様々な文化に触れる環境を整え、市民自身による文化創造活動を促進し、文化の創造・継承・発信に寄与することを目的に設置された市の外郭団体です。これまでに培った高い専門性や豊富な経験を活かし、静岡市の文化政策実現に不可欠なパートナーとしての役割を担っています。

【計画に基づく役割】

行政と連携し、計画の基本施策に基づく事業を推進する役割を求めます。これまでの静岡市の特色を活かした市民主体の文化を創造・継承・発信する役割を継続するとともに、人や団体をつなぎ、新たな価値の創造や共創の力で社会課題に取り組むことを期待します。

その実現のために、多様な分野で市民が文化に触れる機会を創出し、人や団体が協働できる場を広げるとともに、市民の創造的文化活動を支える取組を実践的に進め、社会的課題を市と共有しながら、文化の力で観光・経済の振興、まちづくりの促進、誰もが人や社会とつながりあえる環境づくりなどに取り組むことを求めます。

（3）市民に期待される役割

【条例に基づく責務】

市民には、文化の担い手としてその活力及び創意を生かしつつ、常に文化に関する意識の高揚を図り、文化活動に自主的かつ主体的に取り組むことが求められます。

【計画に基づく役割】

・文化を鑑賞するだけでなく、体験・創作・発表・運営など様々な形で文化活動に参加することで自

らの感性や創意を生かし、文化の担い手として活動の輪を広げます。
・文化活動を通じて、年齢や立場、分野を越えて人や地域とつながり、地域の文化を守り育てるとともに、新たな文化や価値を生み出します。

（4） 文化団体に期待される役割

【条例に基づく責務】

文化団体には、市民が充実した文化活動を行うための環境を整えるとともに、文化活動を担う人材を育成することが求められます。

【計画に基づく役割】

・文化活動の場や機会を提供するとともに、同じ分野に関心を持つ人々をつなぎ、誰もが文化活動に参加し、継続して活動できる環境を支えます。
・団体同士や地域、企業、学校などとの連携を進め、活動の幅を広げ、質を高めるとともに、次世代の担い手を育成し、文化活動の持続的な発展につなげます。
※「文化団体」とは、文化活動を行う法人その他の団体をいいます。

（5） 事業者に期待される役割

【条例に基づく責務】

事業者には、文化活動への支援を積極的に行うとともに、当該事業者の事業活動を通じて文化活動を振興することが求められます。

【計画に基づく役割】

・文化活動への協賛・支援や、事業者が有する技術、場所、人材などの資源を生かした取組により、文化活動を支えるとともに、文化を通じた地域とのつながりを深めます。
・文化と自らの事業活動を結び付け、新たな商品・サービスや魅力を生み出すことで、文化の価値を経済活動へとつなげ、地域経済の活性化や文化へのさらなる投資につなげます。
※「事業者」とは、市内において事業活動を行うすべてのものをいいます。

（6）教育機関に期待される役割

【条例に基づく責務】

教育機関は、専門知識等を活用して文化活動を支援し、及び専門知識を有する人材を育成するとともに、次代を担う子どもに対し文化活動への親しみを抱かせるための支援を行うことが求められます。

【計画に基づく役割】

・子どもたちが実際に文化に触れ、文化を身近に感じる機会を充実させるとともに、文化を楽しみ、体験することを通じて、豊かな感性や創造性を育みます。
・専門的な知識や人材を生かし、学校や文化施設、文化団体、地域などと連携しながら、文化活動を支援するとともに、次代の文化を担う人材を育成します。
※「教育機関」とは、学校、図書館、博物館等をいいます。

2 市内の主な文化関係施設の役割

静岡市は、文化振興施策を進めるため、静岡市民文化会館をはじめ、静岡市美術館など、多くの施設を整備・運営し、それらは市民の文化活動の拠点となる施設として文化振興の中核的な役割を担ってきました。

引き続き、誰もが文化活動を楽しむことができる環境を整備するため、文化施設の適正な維持管理に努め、ソフトとハードを有機的に結びつけ、豊かな地域資源を活かした文化事業や質の高い文化創造活動、鑑賞機会の充実などを図りながら、個性あふれる文化を創造し、地域への関りを深めていきます。

●静岡市民文化会館 （葵区駿府町 2 番 90 号） 市民の芸術文化の向上を図るための施設として設置しました。芸術文化活動の発表の場や、コンサート、演劇、展覧会など様々な芸術文化に触れる機会の拡充を図るため、各種事業を展開します。	
●静岡市清水文化会館マリナート （清水区島崎町 214 番地） 市民の芸術文化の向上を図るための施設として設置しました。市民が芸術文化に触れることができる機会を拡充し、感性豊かな鑑賞者の育成を図り、多彩な文化の承継と独自文化の創造の実現を目指すとともに、清水都心のにぎわい創出を図るため、各種事業を展開します。	
●静岡音楽館AOI （葵区黒金町1番地の9） 市民の音楽に対する関心を高め、市民文化の向上を図るための施設として設置しました。多彩なコンサートや講座を通じ、鑑賞者の拡大と新たな担い手の発掘、支援や若い聴衆の育成により、市民とともに音楽文化を育む「ひらかれた拠点」として、各種事業を展開します。	
●静岡市美術館 （葵区紺屋町 17 番地の1） 多様な美術表現を広く市民に公開し、静岡市の特色ある美術文化の創造と発信を行い、及び美術文化の交流を促進することにより、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図るために設置しました。市民の美術文化を振興するために、展覧会等の各種事業を展開します。	

●静岡市立芹沢銈介美術館
（駿河区登呂五丁目 10 番5号）
芹沢芸術を永く後世に伝えるとともに、美術に関する知識の向上と文化の発展に寄与するための施設として設置しました。芹沢作品及び美術コレクションの保管、研究を行うとともに、展覧会等の各種事業を展開します。



●静岡市東海道広重美術館
（清水区由比 297 番地の1）
市民の美術に対する関心を高め、市民の芸術文化の向上を図る施設として設置しました。主に江戸時代の浮世絵師・歌川広重の美術作品及び資料の収集、保管、研究を行うとともに、展覧会等の各種事業を展開します。



●静岡市立登呂博物館
（駿河区登呂五丁目 10 番5号）
特別史跡「登呂遺跡」を、保存と幅広い活用により後世へ継承するための施設として設置しました。登呂遺跡に関する資料の収集及び保存、研究を行うとともに、それらの展示と教育普及をはじめとする各種事業を展開します。



●静岡科学館る・く・る
（駿河区南町 14 番 25 号）
市民が自ら体験することを通して身近な科学に親しみ、科学への関心を高める場を提供することにより、市民の想像力及び感性の向上に資するための施設として設置しました。科学に関する装置及び資料の展示や、科学の理解を深めるための実演及び講座に関する各種事業を展開します。



●中勘助文学記念館
（葵区新間 1089 番地の 120）
静岡市にゆかりの作家・中勘助氏の顕彰と文学の拠点となる施設として設置しました。文学作品その他関係資料の保存、展示を行うとともに、文学に関する各種事業を展開します。



●静岡市民ギャラリー
（葵区追手町5番1号）
絵画、彫塑、書、工芸その他の美術作品の展示等の場を提供し、市民の芸術文化の向上を図るための施設として設置しました。多くの市民が芸術作品を発表、鑑賞できる機会を提供し、市民の活発な文化活動を支援します。



●静岡市歴史博物館 （葵区追手町4番16号） 静岡市の歴史的価値の発信を通じて、教育、学術及び文化の発展並びに歴史を媒介とした交流の促進を図るための施設として設置しました。歴史資料の収集・保存及び調査研究を行うとともに、資料の展示や講演会等の開催、学習活動の支援、教育普及をはじめとする各種事業を展開します。	
●静岡市三保松原文化創造センター（みほしるべ） （清水区三保1338番地の45） 三保松原を訪れる方々に対し、名勝及び世界遺産としての価値や魅力をガイダンスする施設として設置しました。松原保全の普及啓発を図るため、各種事業を展開します。	

このほか市内には、生涯学習施設や、体育館等のスポーツ施設、観光施設等の市有施設、静岡県立美術館、静岡県舞台芸術公園などの県有施設をはじめ、民設の美術館、博物館、ギャラリー、ホール、スタジオなど、様々な施設があります。それぞれの特性を活かし、連携を図りながら、文化活動を行なう環境を整えます。

参考資料

1　文化に関する市民意識調査結果

2　文化資源を活用した地域価値の創出・企業参画に関するアンケート調査結果

3　静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例

4　静岡市内の主な関係施設一覧

5　静岡市文化振興審議会名簿

6　策定経緯

3　静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例

平成28年3月18日

条例第21号

芸術文化、歴史文化に代表される文化は、人に楽しさや感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらすだけでなく、豊かな人間性や感性を育むために必要なものです。

また、文化の持つ創造性や、地域の文化資源は、観光、産業、教育等の様々な分野において、活力にあふれる豊かなまちを生み出すちからとなります。

静岡市は、南アルプスから駿河湾に至る広大な市域と豊かな自然環境に恵まれ、歴史的にも東西交通の要衝として栄えてきました。加えて、国の特別史跡である登呂遺跡が稲作農耕文化の姿を今に伝える弥生時代、今川義元公がこの地で今川文化を開花させた戦国時代、徳川家康公の大御所政治の下、ヨーロッパ諸国の外交団を迎えるなど、わが国の政治経済の中心地となるとともに、静岡浅間神社や国宝久能山東照宮の造営に全国の名工が集まり匠の技を競った江戸時代と、古代から近世を通じて、文化の要衝として栄えてきたまちでもあり、独自の文化を生み出してきました。

一方で、羽衣伝説を今に伝える三保松原が、芸術の源泉と信仰の対象として世界文化遺産に登録された富士山の構成資産として認められ、本市が持つ文化資源が再認識される契機となりました。また、街かどで表現される演劇、音楽、大道芸などが本市特有の文化として定着するとともに、文化施設を核とした様々な文化的取組が生まれています。

このような、本市が誇るべき豊かな自然や歴史の下に創り、育み、守ってきた多彩で貴重な文化資源を市民共通の財産として最大限に活用し、広く発信すれば、国内外から多くの人々が訪れ、まちににぎわいが生まれます。それは、市民一人ひとりがまちに誇りと愛着を持ち、高い意識の下、さらに先の次元を目指して文化を創造することのできる、元気と魅力にあふれたまちの実現にもつながります。

そこで私たちは、市民、文化団体、事業者、教育機関、市が互いに連携しながら、本市の多彩な文化の調和、創造、発展を進め、文化のちからによりまちににぎわいを生み出し活力ある文化都市しずおかを創造・発信することにより、国内外から多くの人々を集め、訪れる人、住む人を魅了する求心力の高いまちの実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条　この条例は、芸術文化及び歴史文化に代表される市の文化の振興に関し、基本理念を定め、市民、文化団体、事業者、教育機関及び市の責務を明らかにするとともに、文化の振興のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化の振興を図り、もって個性豊かな文化の創造及び文化を活かした交流による活力あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）芸術文化　芸術（音楽、美術、演劇、文学、舞踊、写真、映画その他の芸術をいう。）に関する文化をいう。

（2）歴史文化　伝統芸能（能楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、書道その

他これらに類するもの及び歴史上の意義を有する事象に関する文化をいう。

(3)文化活動　文化を創造し(芸術作品の創造及び発表を含む。)、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。

(4)市民　市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において文化活動を行うものをいう。

(5)文化団体　文化活動を行う法人その他の団体をいう。

(6)事業者　市内において事業活動を行う全てのものをいう。

(基本理念)

第3条　文化の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1)市民の自主性及び創造性が尊重されること。

(2)市民が常に文化に関する意識の高揚に努め、等しく文化活動を行うことができる環境の下に行われること。

(3)豊かな自然環境、歴史及び風土に培われてきた本市の文化が、市民の共通の財産として認識されるよう配慮されること。

(4)次代を担う子どもに対する支援や人材の育成が図られること。

(5)市民が誇りと愛着を持ち、守り育ててきた特色ある文化が尊重され、その活用が図られること。

(6)本市の文化を国内外へ発信することにより、文化を活かした交流促進が図られること。

(7)各主体がそれぞれの責務にのっとり、相互に連携し、及び協働して文化活動が行われること。

(市民の責務)

第4条　市民は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化の担い手としてその活力及び創意を生かしつつ、常に文化に関する意識の高揚を図り、文化活動に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

(文化団体の責務)

第5条　文化団体は、基本理念にのっとり、市民が充実した文化活動を行うための環境を整えるとともに、文化活動を担う人材を育成するよう努めるものする。

(事業者の責務)

第6条　事業者は、基本理念にのっとり、文化活動への支援を積極的に行うとともに、当該事業者の事業活動を通じて文化活動を振興するよう努めるものとする。

(教育機関の責務)

第7条　教育機関は、基本理念にのっとり、専門知識等を活用して文化活動を支援し、及び専門知識を有する人材を育成するとともに、次代を担う子どもに対し文化活動への親しみを抱かせるための支援を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条　市は、基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2　市は、文化の振興に関する施策を行うに当たっては、観光、産業、教育その他の行政分野の施策との連携を図るものとする。

3　市は、文化の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

（文化振興計画）

第9条　市は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化の振興に関する計画（以下「文化振興計画」という。）を策定するものとする。

2　文化振興計画は、次に掲げる事項について定めるのものとする。

（1）文化の振興に関する目標、方針及び方策に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、文化の振興に関する施策の推進に関すること。

（歴史文化に関する資源の活用）

第10条　市は、文化財その他の歴史文化に関する資源を保護するとともに、当該資源を観光資源として活用し、その魅力を国内外に発信するものとする。

（特徴的な芸術文化の継承、発展及び活用）

第11条　市は、本市において育まれ、形成された本市を特徴づける街かどで表現される演劇、音楽、大道芸その他の芸術文化の継承及び発展を図るとともに、当該芸術文化を活用し、交流の活性化を図るものとする。

（交流の活性化に資する文化事業の開催等の推進）

第12条　市は、文化を通じて交流の活性化を図るため、市民その他の多くの人々が文化活動を行うことができる文化事業の開催及び誘致を推進するものとする。

（国際的な催しにおける市の芸術文化の紹介）

第13条　市は、文化を通じて交流の活性化を図るため、国際的な催しに際し、市の芸術文化を紹介する取組を推進するものとする。

2　市は、前項の取組の推進に当たっては、国、静岡県、他の地方公共団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

（文化を享受する機会の拡大）

第14条　市は、年間を通じて、市民その他の多くの人々が多様な文化を享受することができるよう、文化を鑑賞し、体験し、及び文化活動の成果を発表する機会の拡大を図るものとする。

（子どもに対する文化教育の充実等）

第15条　市は、子どもの文化に関する感性を磨き、その表現力を高めるため、教育機関等と連携して、学校、地域その他の場所における文化に関する教育を充実させ、及び子どもの文化活動が積極的に行われるための支援を行うものとする。

（文化活動の担い手の育成等）

第16条　市は、市民が文化活動を将来にわたり行うことができる環境を充実させるため、文化団体等と連携して、文化活動の担い手の発掘、育成及び支援を行うものとする。

（市民及び文化団体等の顕彰）

第17条　市は、市の芸術文化の振興と向上に寄与する優れた業績を挙げ、将来その一層の発展が望まれる市民及び文化団体等の顕彰を行うものとする。

（伝統的な文化の保存及び継承）

第18条　市は、伝統芸能その他のわが国古来の伝統的な文化に対する誇りと愛着を市民が持つことができるよう必要な措置を講ずるとともに、その保存及び継承に努めるものとする。

（文化に関する情報を発信する機会の充実）

第19条　市は、文化を通じた交流の活性化を図るとともに、市民の自主的かつ主体的な文化活動を支援するため、文化に関する情報を発信する機会の充実を図るものとする。

（静岡市文化振興審議会）

第20条　文化の振興に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第21条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）文化振興計画の策定及び変更に関すること。

（2）文化振興計画の目標の達成度及び効果の検証及び評価に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な事項

（組織）

第22条　審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）文化団体を代表する者

（2）学識経験者

（3）事業者を代表する者

（4）市民

3　市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

（委員の任期）

第23条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第24条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長は、審議会の会議の議長となる。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第25条　審議会の会議は、会長が招集する。

2　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4　審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第26条　審議会の庶務は、観光文化・市民局において処理する。

（令8条例4・一部改正）

（委任）

第27条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（令和8年2月20日条例第4号）抄

（施行期日）

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

４ 静岡市内の関係施設一覧

施設一覧を添付

5　静岡市文化振興審議会名簿

名簿を添付

6 策定経緯

策定までの表を添付